

# 互助会だより



「禎瑞の芝桜」西条市

2023年  
(令和5年)

4月号

第135号

## ◆令和5年度 事業計画及び予算

- ・事業計画及び予算の概要 ..... ②
- ・給付事業等の給付内容 ..... ⑤
- ・退職福祉事業の給付内容 ..... ⑥
- ・給付金等についてのお知らせ ..... ⑦
- ・がん保険の募集について ..... ⑧
- ・共済グループ保険について(配当金) ..... ⑧

# 令和5年度 事業計画及び予算



第143回理事会



第45回評議員会

令和5年度事業計画及び予算案等が、本年3月6日に開催されました第143回理事会で議決され、3月22日に開催されました第45回評議員会において、原案のとおり承認されましたので、その概要をお知らせします。



## 令和5年度事業計画及び予算に係る各事業会計の概要

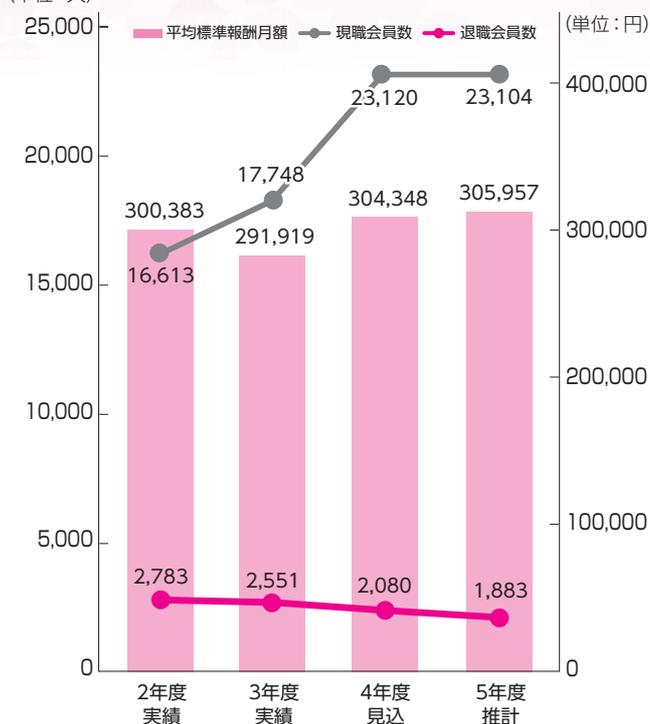
### 令和5年度 会員数等推計(年度末)

(単位：人)

区 分		会員数	被扶養者数
現職会員	市町村 共済	一般・特別職	17,468
		短時間勤務職員等	4,480
	その他	一般・特別職	380
		短時間勤務職員等	771
	互 助 会	5	1
計		23,104	16,293
退 職 会 員 等		1,883	856
合 計		24,987	17,149

### 会員数及び平均標準報酬月額推移(年度末)

(単位：人)



※令和2・3年度は平均給料月額です。

### 令和5年度 掛金率・負担金率

(単位：%)

区 分		一般職・特別職
掛 金 率	給付事業会計	0.475
	退職福祉事業会計	0.475
	共済事業会計	0.950
	計	1.900
負 担 金 率	給付事業会計	1.900
	退職福祉事業会計	-
	共済事業会計	-
	計	1.900
合 計	給付事業会計	2.375
	退職福祉事業会計	0.475
	共済事業会計	0.950
	計	3.800



# 正味財産増減計算書総括表

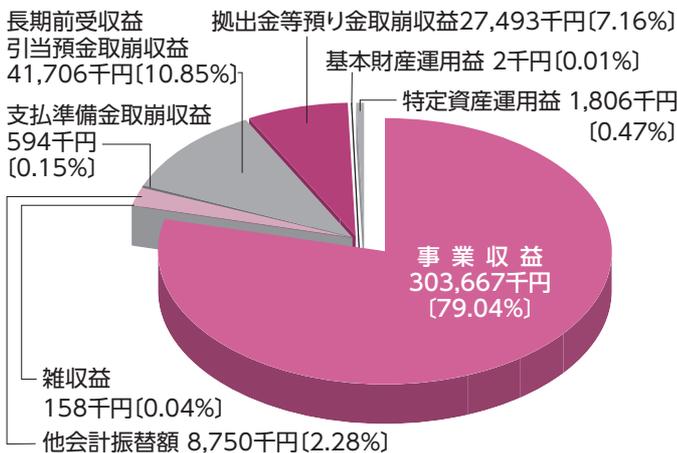
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科目	合計	法人会計	公益事業会計	給付事業会計等	厚生事業会計
<b>I 経常収益の部</b>					
基本財産運用益	2,000	2,000			
特定資産運用益	1,806,000			1,806,000	
事業収益					
受取掛金・受取負担金	276,398,000			276,398,000	
受取保険手数料	27,269,000				27,269,000
長期前受収益引当預金取崩収益	41,706,000			41,706,000	
拠出金等預り金取崩収益	27,493,000			27,493,000	
雑収益	158,000			103,000	55,000
他会計振替額	8,750,000	5,000,000	3,750,000		
支払準備金取崩収益	594,000			594,000	
経常収益合計 (A)	384,176,000	5,002,000	3,750,000	348,100,000	27,324,000
正味財産期首残高	486,580,000	26,231,000	0	355,926,000	104,423,000
収益合計 (B)	870,756,000	31,233,000	3,750,000	704,026,000	131,747,000
<b>II 経常費用の部</b>					
事業費	290,467,000		3,750,000	286,717,000	
管理費	56,940,000	5,995,000		28,441,000	22,504,000
他会計振替額	8,750,000			5,000,000	3,750,000
支払準備金積立	3,655,000			3,655,000	
法人税等	593,000	1,000		263,000	329,000
経常費用合計 (C)	360,405,000	5,996,000	3,750,000	324,076,000	26,583,000
当期正味財産増減額 (A)-(C)	23,771,000	▲ 994,000	0	24,024,000	741,000
正味財産期末残高 (B)-(C)	510,351,000	25,237,000	0	379,950,000	105,164,000

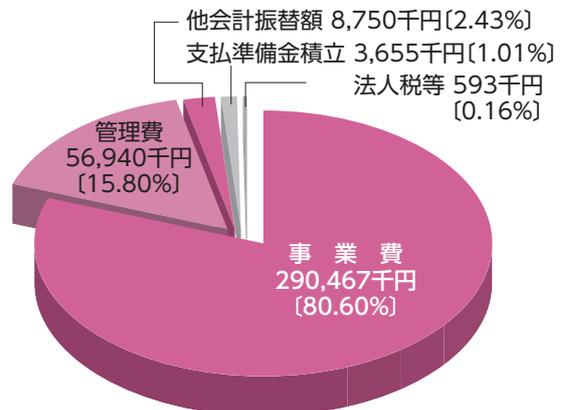
## 総括表(経常収益)

384,176千円



## 総括表(経常費用)

360,405千円



## 法人会計

この会計は、管理業務や互助会全般に関する事項の会計で、一般財団法人に必要な会計です。

経常収益合計は、基本財産運用益2千円に給付事業会計からの振替額500万円を加えた500万2千円。経常費用合計は、管理費599万5千円に所得税を加えた599万6千円で、当期正味財産増減額▲99万4千円となる結果、正味財産期末残高2523万7千円を推計しています。

## 公益事業会計

この会計は、地域住民の福祉の向上に係る活動を通じ、市町行政の円滑かつ能率的運営を支援し、併せて地方自治の振興及び社会公共の福祉の向上に寄与することを目的とした公益事業を行う会計です。

この会計の事業実施計画は、

375万円で、厚生事業会計から同額を振替(375万円)することです。

なお、公益事業支出額の1件当たり限度額は25万円です。

### 令和5年度公益事業実施計画

(単位：千円)

事業項目	予算額	備考
公立養護施設に対する奉仕に関する事業	1,250	5 施設へ実施
地域住民の自治意識の啓発に関する事業	1,250	5 市町へ実施
市町又は市町職員が住民を対象として行う文化活動に対する助成に関する事業	1,250	5 市町へ実施
合計	3,750	

## 給付事業会計

人間ドック等補助金は

引き続き2千円

この会計は、現職会員に対する14種類の給付を行っています。

各給付の支給要件等は、令和4年度と変更ありません。平成30年度から補助金額を引き上げ

ている人間ドック等補助金の補助額は、引き続き2千円です。

経常収益合計は、受取掛金(千分の0・475)・受取負担金(千分の1・9)などの1億9743万3千円。経常費用合計は、事業費1億5133万円と管理費1251万2千円に法人会計への振替額500万円と所得税等を加えた1億7076万5千円で、当期正味財産増減額2666万8千円となる結果、正味財産期末残高は2億1839万9千円を推計しています。

## 共済事業会計

医療補助金の基礎控除額は

引き続き1万3千円

この会計は、現職会員又はその被扶養者が病気又は負傷のため医療を受け、一部負担金を保険医療機関に支払った場合に、当該一部負担金の額から共済組合等から給付される高額療養費の額や附加給付等の額、その他これらに類する制度から給付を受けた額

を控除して得た額が1件につき1万3千円を超えるとき、その超える額に相当する額を医療補助金として給付します。

なお、この会計は、会員の掛金(千分の0・95)のみで運営し、公費(負担金は財源としていません)。

経常収益合計は、受取掛金などの7897万3千円。経常費用合計は、事業費7186万8千円と管理費761万2千円に所得税等を加えた8121万4千円で、当期正味財産増減額▲224万1千円となる結果、正味財産期末残高は8413万3千円を推計しています。



# 給付事業等の給付内容

## 現職会員

<b>入院差額料補助金</b>	予算額 6,542,000円	<b>災害見舞金</b>	予算額 100,000円
現職会員又はその被扶養者が入院し、特別療養環境室料(差額ベット代)を要しない病室の空きがない場合にその室料の差額を負担した場合 1事業年度100日を限度として1日につき2,000円(上限)		現職会員が水震火災その他の非常災害により住居又は家財の1/5以上の損害(共済組合からの災害見舞金を受けることができる場合を除く)を受けた場合 50,000円	
<b>入院見舞金</b>	予算額 5,420,000円	<b>結婚祝金</b>	予算額 12,420,000円
現職会員が病気又は負傷で保険医療機関に引き続き8日以上入院した場合 20,000円		現職会員が結婚した場合(退職後3か月以内の場合を含む) 初婚…30,000円 再婚…15,000円	
<b>出産祝金</b>	予算額 17,260,000円	<b>入学祝金</b>	予算額 37,925,000円
現職会員又はその配偶者が出産した場合(退職後6か月以内の場合を含む) 20,000円		現職会員(4月1日に現職会員資格を有する者)の子が小学校及び中学校に入学した場合 25,000円	
<b>永年会員祝金</b>	予算額 12,600,000円	<b>死亡弔慰金</b>	予算額 8,030,000円
現職会員の在会期間が引き続き20年及び30年に達した場合(特別職は10年又は15年) 20年(特別職10年)…10,000円 30年(特別職15年)…15,000円		現職会員又はその配偶者、子、父母(直系。養子縁組をしているときは養父母)及び被扶養者が死亡した場合 現職会員…30,000円 現職会員以外…10,000円	
<b>人間ドック等補助金</b>	予算額 28,988,000円	<b>在宅看護見舞金</b>	予算額 110,000円
現職会員又はその被扶養者が人間ドック(共済)を利用した場合又は現職会員が脳ドック(共済)を利用した場合 1受検 2,000円(上限)		現職会員又は同居の家族が自宅において同居の常時介護を必要とする家族を1月以上看護した場合 10,000円(1事業年度に1回)	
<b>銀婚祝金</b>	予算額 4,095,000円	<b>生涯生活設計セミナー開催費</b>	予算額 350,000円
現職会員が結婚して満25年を迎えた場合 15,000円		共済組合と共同してライフプランセミナーを開催	
<b>遺児奨学一時金</b>	予算額 900,000円	<b>退会記念給付金</b>	予算額 16,590,000円
現職会員が死亡したとき、生計を同じくしている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(就労している子は除く) 1子につき100,000円		現職会員が退職(死亡退職を除く)した場合において、その者の引き続き在会期間が次に掲げる年数に至ったときで、かつ、在会期間中に職員研修事業助成金の給付を受けていないとき 在会期間 ・10年以上20年未満 20,000円 ・20年以上30年未満 30,000円 ・30年以上 40,000円 } 旅行クーポン券	
<b>医療補助金</b>	予算額 71,868,000円		
現職会員又はその被扶養者が保険医療機関等に医療費の支払をした場合 1件につき13,000円を控除した金額(100円未満は切捨て)			

## 退職福祉事業会計

退職医療給付金の基礎控除額が

8千円となります。

この会計は、現職会員が退職後に、長期入院をした場合などは、医療費の負担が増大し、生活費にも大きな影響があることから、その不安を軽減・解消するため、退職後満60歳に達した日から満70歳に達した日の属する月の月末までの間、保険医療費の自己負担の一部の補てんになる退職医療給付金など、4つの給付を行っています。

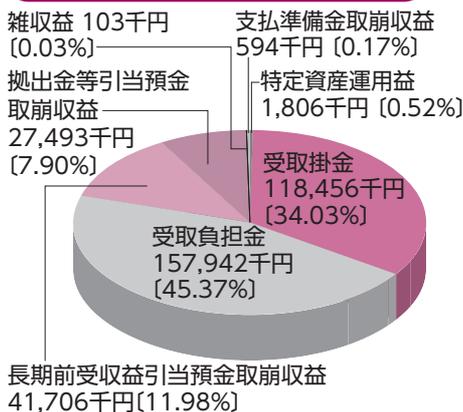
この会計は現職会員期間中の掛金(千分の0・475相当分を将来の給付に係る費用としての積立分)と退職会員加入時の一時拠出金で運営しています。退職会員を希望されない場合などは、積立分を退職医療返還一時金として給付します。

なお、収支の状況を鑑み、令和5年4月診療分から基礎控除額を8千円に変更しています。

経常収益合計は、長期前受収益引当預金取崩収益など

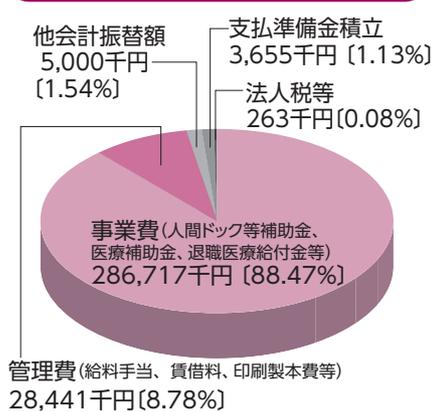
### 給付事業等(経常収益)

合計 348,100 千円



### 給付事業等(経常費用)

合計 324,076 千円



7169万4千円。経常費用合計は、事業費6351万9千円と管理費831万7千円に所得税等を加えた7209万7千円で、当期正味財産増減額▲40万3千円となる結果、正味財産期末残高は7741万8千円を推計しています。

# 退職福祉事業の給付内容

## 退職会員

退職医療給付金	予算額 33,126,000円	退職医療返還一時金	予算額 27,493,000円
退職会員等が病気又は負傷で保険医療機関等に医療費の支払をした場合 1件につき8,000円を控除した金額(100円未満は切捨て)		現職会員が退職した場合において、退職会員になる資格のない者又は退職会員にならなかった者 (平成7年4月1日から平成18年3月31日までの在職期間1年につき5,000円)+(平成18年4月1日から令和4年3月31日までの在職期間1年につき2,000円)+(令和4年4月1日以後の在職期間1年につき1,000円) (6月未満の端数は切捨て、6月以上の端数は1年に切上げ)	
退職医療死亡弔慰金	予算額 300,000円	退職医療脱退一時金	予算額 2,600,000円
(1)退職会員等が満55歳以上満60歳未満で死亡した場合 (一時拠出金額)+(平成7年4月1日から平成18年3月31日までの在職期間1年につき5,000円)+(平成18年4月1日から令和4年3月31日までの在職期間1年につき2,000円)+(令和4年4月1日以後の在職期間1年につき1,000円) (6月未満の端数は切捨て、6月以上の端数は1年に切上げ) (2)退職会員等が満60歳以上70歳未満で死亡した場合 給付残存期間1年につき10,000円 (1年未満の端数は切捨て)		(1)退職会員等が満55歳以上満60歳未満で脱退した場合 (一時拠出金額)+(平成7年4月1日から平成18年3月31日までの在職期間1年につき5,000円)+(平成18年4月1日から令和4年3月31日までの在職期間1年につき2,000円)+(令和4年4月1日以後の在職期間1年につき1,000円) (6月未満の端数は切捨て、6月以上の端数は1年に切上げ) (2)退職会員等が満60歳以上70歳未満で脱退した場合 給付残存期間1年につき10,000円 (1年未満の端数は切捨て)	

### 厚生事業会計

この会計は、互助会唯一の収益事業です。

現職会員等の生活の安定と福祉の増進を図るため、次の事業を継続実施しています。

#### 1 がん保険事業

(受託業務)

#### 2 共済グループ保険事業

#### ① 団体定期保険

#### ② 団体定期保険プラス

#### ③ 医療保障保険

#### ④ 療養給付プラン

#### ⑤ 長期療養給付プラン

#### ⑥ 医療費支援制度

#### ⑦ 重病克服支援制度

#### ⑧ 傷害補償プラン

#### 3 積立年金事業

(新規加入者募集中止)

がん保険については、保障内容を充実させた「生きるを創るがん保険WINGS」等の導入や、共済グループ保険については本年1月から⑧傷害補償プランを新設するなど諸変更点もありますので、事

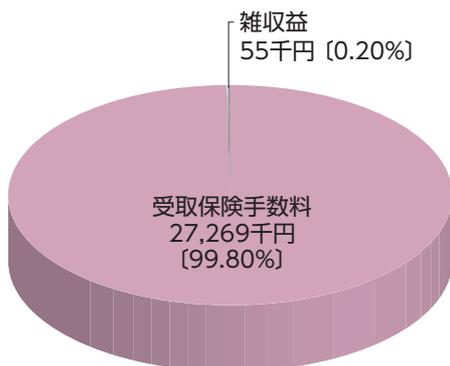
業の詳細は募集時に配付するパンフレット等でご確認ください。

また、本年も新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じた上で、令和6年の募集を順次(がん保険6月～7月中旬、共済グループ保険7月下旬～9月上旬)実施する予定です。継続加入及び新規加入についてご検討ください。

経常収益合計は、受取保険手数料など2732万4千円。経常費用合計は、管理費2250万4千円に公益事業会計への振替額375万円と所得税等を加えた2658万3千円で、当期正味財産増減74万1千円となる結果、正味財産期末残高1億516万4千円を推計しています。

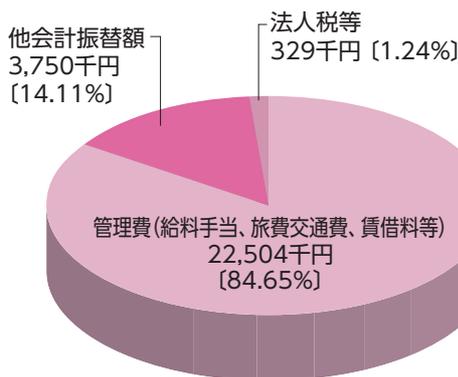
#### 厚生事業会計(経常収益)

合計 27,324千円



#### 厚生事業会計(経常費用)

合計 26,583千円



# 給付金等についてのお知らせ

## 入学祝金 ご入学おめでとうございます

入学祝金は、現職会員の子が学校教育法(昭和22年法律第26条)第1条に規定する小学校及び中学校に入学したときに、2万5千円を給付するものです。

該当の有無は、所属所において確認いただき、5月中旬頃に届出口座に送金します。なお、対象となる子が被扶養者に認定されていない場合は、別途請求いただく必要がある場合がありますので、所属所担当課(係)にご確認ください。

## 永年会員祝金 勤続20年、30年お慶び申し上げます

永年会員祝金は、現職会員の在会期間が引き続き20年(特別職10年)に達したときに1万円、30年(特別職15年)に達したときに1万5千円を給付するものです。

該当の有無は、所属所において確認いただき、受給資格が発生する月の月末頃に届出口座に送金します。

## 被扶養者の認定要件が変更となります

令和5年4月1日から

互助会における被扶養者は、「愛媛県市町村職員共済組合の組合員又は健康保険法、その他これに類する法律に基づき会員(退職会員等を含む。)の被扶養者と認定されている者」としていましたが、この度、地方公務員等共済組合法運用方針の一部が改正されたことにより、共済組合の取扱いに準じて下表のとおり、取り扱うこととなりましたのでお知らせします。詳細につきましては、共済組合ホームページに掲載の「共済だより石錠3月号(Vol.324)」をご確認ください。

認定対象者	収入基準額
①②以外の者	年額130万円未満(月額108,334円未満)
①60歳以上の者	年額180万円未満(月額150,000円未満)
②障害年金を受給している者	

※令和5年3月31日までは公的年金収入 有の者は年額180万円未満、無の者は年額130万円未満と、公的年金収入の 有無により収入基準額が異なっていました。



## 退職医療給付金の基礎控除額の変更

すでに「互助会だより」や「私たちの共済組合・互助会」などでも周知していますが、令和5年4月診療分から退職医療給付金の基礎控除額が8,000円(従前7,000円)に変更となります。

## 被扶養者は退職医療給付金の対象外になります

退職医療給付金は、退職会員及びその被扶養者(70歳未満)に対して請求に基づき給付をしていますが、令和6年4月1日以後に退職し退職会員の資格取得申出をされる方については、被扶養者は退職医療給付金の対象外になります。

## 各種給付金や保険金の請求忘れはありませんか？

各種給付金を受給されていない場合は、給付事由発生月から2年以内に請求・受給をお願いします。2年以内に請求がなければ時効により受給権が消滅しますのでご注意ください。

また、がん保険、共済グループ保険の請求忘れはありませんか。ご自身が契約している保険の内容をご確認のうえ、請求されていない場合は速やかに手続きをお願いします。

給付内容等は収支の状況、地方公務員制度の状況等によって変更する場合がありますが、この場合、変更した内容は現職会員、退職会員にかかわらず適用されますので、ご了承ください。

今年度のがん保険募集は6月1日(木)～7月21日(金)です。  
是非、この機会にご加入のご検討をお願いします。

アフラックのがん保険が新しくなりました！



あなたの保障を最新化



がんを経験された方のための



「生きる」を創るがん保険 WINGSは、

治療前の検査から治療後の外見ケアまで  
幅広い保障でしっかり備えることができます。

また、公的医療保険制度の対象とならない新しい治療なども保障し、  
がん治療の選択肢が広がるようサポートします。

「生きる」を創るがん保険 WINGSプラス(※)は、

アフラックのがん保険に必要な特約をプラスして、

がん治療に対する備えをパワーアップできます。

もしものときのがん治療に備え、まずは現在の保障内容をご確認ください。

(※)がん保険に中途付加する特約の総称です。

満20歳～満85歳の方で、今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方でも、  
「がん(悪性新生物)」の治療を受けた最後の日から5年以上経過  
(所定の条件を満たす場合は3年以上経過)している場合に、お申込みいただけます。

- ・この保険は、今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方のための商品です。  
そのため、「経験者保険料率に関する特則」(以下、本特則)を付加してお申込み頂きます。
- ・本特則が付加されているため、付加しない場合と比較して保険料が増加されています。  
また一部の給付金の支払事由と異なります。
- ・健康状態などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります。

商品の詳細は「契約概要」等をご確認ください。

〈募集代理店〉 (アフラックは代理店制度を採用しております)

**南海放送サービス株式会社**  
〒790-0811 愛媛県松山市本町1丁目2番3号  
フリーダイヤル 0120-111-136

● 引受保険会社 **アフラック 松山支社**

〒790-0003 松山市三番町4丁目9番地6  
NBF松山日銀前ビル5階  
☎ (089)933-7103

AF081-2023-0006 2月20日(240220)

### 共済グループ保険の配当率

保険の種類	配当率等
団体定期保険	36.089%
団体定期保険プラス	56.165%
医療保障保険	28.577%
療養給付プラン 長期療養給付プラン	無事故 20.000%

届出口座に送金しています。  
令和5年2月27日に加入者の  
なお、この配当金については、

12月31日は、左表のような  
配当率になりました。  
共済グループ  
保険の配当金(保険期間…  
令和4年1月1日～令和4年



— 共済グループ保険の  
配当金 —

共済グループ保険について

### 互助会の概況

(令和5年2月末現在)

- ・所属所数 44
- ・会員数 現職会員 23,122人  
退職会員 2,003人
- ・被扶養者数 17,422人
- ・平均標準報酬月額 303,408円

### 表紙によせて

「禎瑞の芝桜」西条市

4月初旬から見頃を迎える禎瑞の芝桜。地元の自治会を中心に  
2009年頃から植えつけが始められました。ピンク、白、薄紫と色とりどりの  
可憐な花が土手一面に咲き誇り、天気の良い日には多くの方がお  
花見に訪れています。最近では、新1年生の記念撮影スポットとして  
大人気です。背景には西日本最高峰の石鎚山を望むこともできます。